○奈良県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画策定要綱の制定について

（平成８年２月８日例規第７号）

［沿革］　平成24年３月例規第12号、25年８月第25号、26年２月第５号、29年３月第６号、31年３月第２号、令和２年２月第５号、３年３月第16号改正

別記のとおり制定し、平成８年２月８日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画策定要綱

第１　目的

この要綱は、奈良県警察職員等（奈良県警察職員及びその退職者をいう。以下同じ。）が、在職中及び退職後を通じて充実した人生を実現できるよう、奈良県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画（以下「推進計画」という。）及び推進計画を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　推進計画等の策定

１　推進計画等の構成及び期間

推進計画は、５年を期間とした長期的な基本方針を定めるものとし、これを具体化した年度単位の実施計画については、毎年３月中に策定するものとする。

２　推進計画に盛り込むべき事項

(1)　生涯生活設計に関すること。

(2)　健康づくりの支援に関すること。

(3)　地域社会活動への参加の促進に関すること。

(4)　スポーツ、レクリエーション活動、資格取得等の促進に関すること。

(5)　職場の厚生施設及び施策の充実に関すること。

(6)　退職者に係る支援に関すること。

(7)　その他福利厚生施策に関すること。

第３　委員会の設置及び運営

１　推進計画及び実施計画を策定するに当たり、前記第２の２に定める事項について検討及び審議する機関として、警察本部に推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2　委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てるものとする。

(1)　委員長　警務部長

(2)　委　員　警務課長　会計課長　施設装備課長　厚生課長

3　委員会の運営は、次に定めるとおりとする。

(1)　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(2)　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め意見を聴取することができる。

(3)　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(4)　前記(1)から(3)までに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

第４　幹事会

1　推進計画及び実施計画の策定に関する専門的事項の調査、検討等を行うため、委員会の下に幹事会を置くものとする。

2　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てるものとする。

(1)　幹事長　厚生課次席

(2)　幹　事　警務課企画室室長補佐（企画第二担当）、警務課人材マネジメント室室長補佐（育成担当）、会計課課長補佐（予算担当）、施設装備課課長補佐（管財第一担当）、厚生課課長補佐（共済担当）、厚生課課長補佐（福利厚生担当）、厚生課健康管理推進室室長補佐（健康管理担当）

3　幹事会は、必要の都度幹事長が招集し、これを主宰するものとする。

4　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求め意見を聴取することができるものとする。

5　幹事長は、幹事会における調査、検討等した結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

6　幹事会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第５　委員会等の庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部厚生課において行うものとする。

第６　関係団体との連携

推進計画及び実施計画の策定に当たっては、警察共済組合奈良県支部、警察職員生活協同組合奈良県支部、一般財団法人奈良県警察互助会等の福利厚生関連団体との協

力、連携に十分留意し、これらの団体の事業とあいまって奈良県警察職員等の福利厚生施策が総合的に推進できるように配意するものとする。